

令和5年度 総社市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和5年度 総社市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	19事業所
(2) 年間総給水量	732,000 m ³
(3) 一日当り基本使用水量	2,000 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	工業用水道事業収益		41,000 千円
第 1 項	営業収益		36,400 千円
第 2 項	営業外収益		4,600 千円
		支	出
第 1 款	工業用水道事業費用		31,000 千円
第 1 項	営業費用		26,800 千円
第 2 項	営業外費用		1,700 千円
第 3 項	予備費		2,500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,680千円は、過年度分損益勘定留保資金430千円及び減債積立金6,250千円で補てんするものとする)。

		収	入
第 1 款	資本的収入		20 千円
第 1 項	工事負担金		20 千円
		支	出
第 1 款	資本的支出		6,700 千円
第 1 項	建設改良費		400 千円
第 2 項	企業債償還金		6,250 千円
第 3 項	予備費		50 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 5 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、この経費の金額を、これ以外の経費の金額に流用し、又はこれ以外の経費をこの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 6,870 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 7 条 たな卸資産の購入限度額は、400千円と定める。

令和5年2月28日 提出

総社市長 片岡 聡 一

令和5年度 総社市工業用水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出 収入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 工業用水道 事業収益			41,000	
	1 営業収益		36,400	
		1 給水収益	36,388	
		2 その他営業収益	12	
	2 営業外収益		4,600	
		1 受取利息	947	
		2 長期前受金戻入	3,643	
3 雑収益		10		

支出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備考
1 工業用水道 事業費用			31,000	
	1 営業費用		26,800	
		1 原水及び浄水費	5,800	
		2 配水及び給水費	800	
		3 総係費	7,100	
		4 減価償却費	12,800	
		5 資産減耗費	300	
	2 営業外費用		1,700	
		1 支払利息	280	
		2 消費税及び 地方消費税	1,420	
	3 予備費		2,500	
		1 予備費	2,500	

資本的収入及び支出
収 入

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資 本 的 収 入			20	
	1 工 事 負 担 金		20	
		1 工 事 負 担 金	20	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予定額	備 考
1 資 本 的 支 出			6,700	
	1 建 設 改 良 費		400	
		1 工 水 量 水 器 費	400	
	2 企 業 債 償 還 金		6,250	
		1 工 水 企 業 債 償 還 金	6,250	
	3 予 備 費		50	
1 予 備 費		50		